

令和8年3月24日

外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣
小野田 紀美 殿

東京都知事
小池 百合子

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に関する要望

令和8年1月23日、「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において決定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）は、地域社会において在住外国人と日本人の双方が安心して暮らせる環境づくりを進めるに当たり、これまでの都の要望を踏まえ、国として一定の方向性を示したものと見える。

しかしながら、総合的対応策の中では、日本語や文化、法制度等を体系的に学べるプログラムの創設など、今後の検討に委ねられている事項が多く、実効性のある対策が早急に検討、実施される必要があると考える。

これを踏まえ、令和7年9月22日付「外国人との秩序ある共生社会の推進に関する緊急要望」（別添1のとおり。）に引き続き、新たに下記の事項について要望を行う。

記

- 1 各行政分野における在住外国人の生活に係る実態の把握について
多文化共生社会の実現に向けた取組を検討する際には、在住外国人の生活に係る実態を十分に把握する必要がある。
この点、総合的対応策において、在住外国人の生活に係る実態等を把握するとされたが、実態把握に係る基本的方針や役割分担が明確でない。
また、実態把握に当たっては、国の各省庁や地方公共団体等が把握している各行政分野の情報の一元化を図ることが示され、国と区市町村と

の間で情報連携が図られるようになるが、これに伴う区市町村等のシステム整備等に係る事務負担や財政的負担について明らかにされていない。

さらに、当該情報連携について、都道府県を対象としているのか明確にされておらず、都道府県が必要な情報を得られない懸念がある。

については、その実効性を確保するとともに、地方公共団体等において想定される負担を勘案し、以下の措置を講じること。

- (1) 国・都道府県・区市町村等の各主体が、教育・医療・福祉・住宅政策などの行政分野ごとに、外国人に係る情報（人数・国籍・在留資格等）をどのような目的において、どの程度把握すべきか、その手段も含めて、国から明確な基本の方針を示すこと。また必要な場合には、法改正も含めた措置を検討すること。
- (2) 公共サービスマッシュを活用したマイナンバーによる情報連携における省庁、関係機関間の保有情報や各種システムの連携に向けた検討及び実施に当たっては、以下の各事項に配慮すること。
 - ア 国の責任において情報連携に必要なシステムを整備すること。
 - イ 連携先となる区市町村等の事務負担に配慮すること。
 - ウ 地方公共団体のシステム改修に係る費用に対する財政措置を講じること。
 - エ 都道府県に対し必要な情報を共有すること。
- (3) また、総合的対応策においては、医療保険、不動産等の実態等を把握するための調査等の実施を掲げているが、調査等を通じて把握すべき情報等が明確でない等の課題がある。

については、実効性のある実態把握に向けて早急に考え方等を整理し、以下の措置を講じること。

- ア 国民健康保険料（税）の滞納対策のため、国・都道府県・区市町村がそれぞれの役割において、外国人被保険者について把握すべき情報を明確に示すこと。
- イ 公営住宅・UR賃貸住宅等について、外国人の入居資格や入居時の確認方法等について把握するための調査の実施、及び新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応を検討するに当たり、以下の措置を講じること。

(ア) 地方住宅供給公社が提供する住宅における国籍把握については、各事業主体の判断に委ねられるとの方針が示されたが、既存居住者の国籍等を把握する場合における具体的な手法の明示及び把握を可能とするための制度的措置を講じること。

- (イ) 情報把握等のため、地方公共団体等にシステム改修等の負担が生じる場合には、国の責任において、当該費用を措置すること。
- (ウ) UR住宅における入居実態を調査した上で今後の対応方針を示すこと。また、当該調査の結果を公表すること。
- ウ 土地所有等情報の更なる透明性向上に向けた法人の実質的支配者の把握強化に当たり、その実効性を確保するため、以下の措置を講じること。
 - (ア) 取得者が法人の場合に、主たる役員・株主の国籍等を把握可能とするよう、不動産移転登記申請時の記載項目を検討すること。
 - (イ) F A T F 第5次対日相互審査に向けた土地等を所有する法人の実質的支配者を把握する仕組みについて、(ア) の記載項目への反映に向け検討すること。
- エ 外国人によるマンションの取引実態の把握について、その実効性を確保するため、以下の措置を講じること。
 - (ア) 今後、不動産移転登記の申請時に登記簿への登記名義人の国籍記載が義務化されることを踏まえ、外国人による不動産取引やその利用等を継続的に調査すること。
 - (イ) 投機目的の購入と不動産価格高騰との因果関係を分析し、実態の解明を図るとともに、詳細な調査結果を公表すること。
- (4) 子供に対する日本語教育の充実に向け、地域の実情や各地域の教育の取組状況等を把握するに当たり、国籍や在留資格は有用な情報と考えられるが、学校基本調査等においてこれらの情報を調査項目に追加する場合には、国の責任においてその目的、範囲や把握方法を明確に示すとともに、生徒・保護者及び学校が納得するよう十分に説明を尽くすこと。

2 外国人受入れの基本的な考え方の整理及び役割分担について

総合的対応策において、外国人の受入れに関する基本的な考え方を検討するとともに、これに際し、国、都道府県、区市町村や受入機関等との役割分担、関連する将来推計等を踏まえる旨言及されたが、その実施時期や進め方等について明確に示されていない。

については、早急に考え方等を整理し、以下の措置を講じること。

- (1) 外国人受入れの基本的な考え方について、具体的な検討スケジュール

ルを早急に示すこと。

- (2) 外国人受入れに係る地方公共団体や受入機関等との役割分担について、各主体との綿密な調整の下、具体的な検討を進めること。

- 3 日本語や日本の制度・ルール等を学習するプログラムの創設について総合的対応策において、日本に在留する外国人（帯同家族を含む。以下同じ。）が、日本語や日本の制度・ルール等を学習するプログラム（以下「プログラム」という。）の創設について言及されたが、その時期や実施に至るプロセス等について明確に示されていない。

については、その早期の実現に向け、以下の措置を講じること。

- (1) プログラムの全体像並びに策定及び実施までの具体的なロードマップを早急に示すこと。
- (2) 国の責任の下でプログラムを策定、実施する旨を、これまで都が要望している基本法等により明確にした上で、早急に取り組むこと。
- (3) プログラムの策定に当たっては、都をはじめ、地方公共団体等も検討に参画させるなど、外国人に対する日本語教育及び日本のルール等の学習実態を十分に把握した上で、財政的な裏付けも含めて、その実効性を確保すること。
- (4) プログラムを策定、実施するに当たって、地方公共団体や民間企業等に負担を求める場合は、必要かつ十分な財政措置を行うこと。

- 4 医療費不払への対応について

総合的対応策において、外国人による医療費不払が発生している状況に鑑み、外国人による医療費不払への対応のため、訪日外国人の適切な費用負担を前提に入国前から民間医療保険への加入を求めるための制度的取組を検討する旨言及されたが、外国人向け医療情報の提供や医療機関における対応の充実等について明確に示されていない。

については、その実効性を確保するため、以下の措置を講じること。

- (1) 医療費の不払の発生の抑止について、その実効性を確保するため以下の措置を講じること。
 - ア 医療費の不払を捕捉する国の報告システムについて、医療機関等で運用されている既存システムとの連携等を通じた入力負担軽減を図ること。
 - イ アのシステムの改修を要する場合の費用に対する財政措置を講じること。

ウ マイナンバーを活用した医療費の不払情報の捕捉及びこれに必要な法改正を検討すること。

エ 訪日外国人の不払額に対する管理の手法を確立すること。

オ 民間病院等における連携に向けた十分な説明を行うこと。

(2) 外国人が症状に応じ安心して医療機関を受診できるよう、国の責任において、入国前・入国時・滞在中のあらゆる機会を捉え、日本の医療制度や外国人旅行者向け旅行保険の周知及び加入勧奨等、医療情報提供の充実に向けた取組を強化すること。

(3) 医療機関に対し、概算医療費の提示や前払い金制度などの医療機関の未収金対応を含む外国人患者への対応力向上や、異文化の理解促進を図るための研修を実施するとともに、医療通訳の育成・確保の取組を推進すること。

特に希少言語に対応した遠隔通訳サービスについては、費用対効果等の面で医療機関において医療通訳サービスの確保が難しい状況にあることから、医療機関に対し、国が十分な財政措置を講じること。

(4) 外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）について、広報活動の充実を図るとともに、認証取得に取り組む医療機関への財政支援等、普及に向けた方策を講じること。

5 高等学校等就学支援金制度について

総合的対応策において、高等学校等就学支援金制度に関し、政党間での合意も踏まえ、令和8年4月からの実施に向けて対応を検討する旨示され、実施後新たに入学する外国人の場合には「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とすることも検討されているが、この場合、都内の高等学校等に通学する外国人生徒の一部において、授業料負担の増加などが見込まれる。

については、高等学校等及びその設置主体が当該外国人生徒及びその保護者等に対し十分な説明ができるよう、国において本制度に係る統一的な見解や対応方針を示すなど必要な支援を行うこと。

6 都は別添1及び別添2のとおり、外国人との秩序ある共生社会の推進に関する要望を行っている。については、多文化共生に関する基本法の制定など、今回の総合的対策において反映されていない事項に対しても引き続き検討、対応していくこと。

添付資料

- 別添1 令和7年9月22日「外国人との秩序ある共生社会の推進に関する緊急要望」
- 別添2 令和7年11月18日「令和8年度国の予算編成に対する東京都の提案要求」抜粋（外国人との秩序ある共生社会の推進）

令和7年9月22日

内閣官房長官
林 芳正 殿

東京都知事
小池 百合子

外国人との秩序ある共生社会の推進に関する緊急要望

わが国で暮らす外国人（以下「在留外国人」という。）は、令和6年には過去最高の約377万人となり、そのうち約20%の約72万人が東京で暮らしている。また、都内人口に占める外国人人口の割合は5%を超え、今後更なる増加も見込まれる。

都はこれまで、「東京都多文化共生推進指針」に基づき在留外国人と日本人が共に地域の一員として活躍できる多文化共生社会の推進に向けた取組を進めてきた。こうした中で近年、文化や習慣の違いに加え、教育、社会保障、住宅などにおける社会の変化に追いついていない我が国の制度的な課題も顕在化してきた。

については、一人ひとりが多様性を尊重しながら互いに支え合う、秩序ある共生社会の推進に向け、国が速やかに実効性のある措置を講じるよう、下記の事項について緊急要望を行う。

記

- 1 今後ますます在留外国人の増加が見込まれる中、都市の活力を支える人材として、彼らが地域で孤立せず、日本人とともに地域社会の中で安心して生活し、活躍できる多文化共生社会の実現に向けた環境整備が急務である。また、日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒に対する教育の充実も不可欠である。

については、国において多文化共生社会づくりを促進するための基本法を定めるなど体制整備に取り組むとともに、地方自治体が地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう、地域日本語教育の体

制づくりや相談受入れ体制の整備等に関して、適切な財政措置を継続的かつ安定的に講じること。

また、日本語指導が必要な児童・生徒が増加している状況を踏まえ、こうした子供が学校への入学後できるだけ速やかに学習に取り組めるよう、入学直後に集中的に日本語や日本の習慣等を学ぶことができる柔軟なカリキュラム編成を可能とすること。必要な教材を開発・作成すること。教員定数増を含めた教員の確保・育成など、総合的な対策を国の責任において早期に実現すること。

- 2 多文化共生社会の実現に向けた取組を検討する際には、在留外国人の生活に係る実態を十分に把握しておく必要があるが、国の既存の制度や政府統計等では困難な状況にある。

については、国の責任において在留外国人の生活に係る実態を把握できる仕組みを構築するとともに、国の各省庁や地方自治体等が把握している情報の一元化を図ること。

- 3 在留外国人の一部には、わが国の税制や社会保障制度、生活習慣等を十分に理解していない者もみられ、住民税などの地方税や国民健康保険料、医療費等（以下「公租公課等」という。）の滞納や他の住民とのトラブルの一因となっている。

については、入国前の現地日本大使館における査証審査の機会などを活用し、これらの周知をより徹底すること。また、入国後の区市町村窓口における住民登録の機会等を活用し、地域社会での生活上必要となる制度等の周知徹底を図るための体制整備、運用の仕組みを確立すること。

- 4 在留外国人の中には、国が定める在留資格の趣旨・目的とその実態が一致していない事例がみられるので、書面審査だけではなく面談等の回数を増やすなど実態調査を強化すること。その際には、地方自治体及び医療機関の負担にも配慮した上で、公租公課等の未納・滞納状況などを把握し判断材料とすること。

また、在留資格の基準自体がわが国の現状と一致していない可能性もあるので、現行の在留資格の基準がその趣旨・目的に合致しているかを検証した上で、必要な見直しを行うこと。

- 5 近年、一部の地方自治体や医療機関等において、在留外国人等が公租

公課等を滞納する割合が高い事例がみられる。加えて、公租公課等を滞納したまま帰国した在留外国人等については、連絡が取れず債権回収が困難となる等の問題もみられる。

在留外国人に対する国民健康保険料の前納制度の導入に当たっては、実務を担う区市町村の意見を斟酌した上で丁寧に制度設計を行うなど、地方自治体の負担に配慮すること。

あわせて、個人住民税においても、国民健康保険料の前納制度のような海外転出時に滞納を未然に防ぐ制度の検討を行うこと。

また、不動産を所有する在外居住者と確実に連絡が取れるよう、不動産登記簿への国内連絡先情報の記載を必須とすること。

8 外国人との秩序ある共生社会の推進

1 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進

(提案要求先 内閣官房・総務省・出入国在留管理庁・文部科学省)
(都所管局 生活文化局)

国において多文化共生社会づくりを促進するための基本法を定めるなど体制整備に取り組むとともに、地方自治体が地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう、適切な財政措置を継続的かつ安定的に講じること。

<現状・課題>

我が国で暮らす外国人（以下「在留外国人」という。）は、令和6年には過去最高の約377万人となり、そのうち約20パーセントの約72万人が東京で暮らしている。また、都内人口に占める外国人人口の割合は5パーセントを超え、今後更なる増加も見込まれる。

このような中、都はこれまで、「東京都多文化共生推進指針」に基づき在留外国人と日本人がともに地域の一員として活躍できる多文化共生社会の推進に向けた取組を進めてきた。

国では、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、具体的な施策及び推進体制の整備における地方自治体の役割等を示している。また、文部科学省の所管する日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）や、出入国在留管理庁が公表した「外国人との共生社会に向けたロードマップ」においても、共生社会実現のための施策の策定及び実施について明記され、その実施に当たっては地域の状況に応じ推進することとされている。加えて、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）が令和6年6月に公布・一部施行され、日本で暮らし続けるための人材を確保するため環境整備が進められている。さらに、令和7年7月には、内閣官房に外国人施策の司令塔となる事務局組織として「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置され、出入国在留管理の一層の適正化等に関する検討が進められている。

しかし、これらの法律やプラン、新組織等において、国の多文化共生施策の推進に対する統一的な見解や、国や地方自治体、企業、市民団体等各主体の役割分担などが示されておらず、地域の取組状況や体制が明確でない。また、近年、文化や習慣の違いに加え、教育、社会保障、住宅等における社会の変化に追いついていない我が国の制度的な課題も顕在化してきた。

今後ますます在留外国人の増加が見込まれる中、都市の活力を支える人材として、彼らが地域で孤立せず、日本人とともに地域社会の中で安心して生活し、活躍できる多文化共生社会の実現に向けた環境整備が急務である。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、次の施策を主体となって実施すること。
 - ・ 省庁横断的に施策を推進する体制を整備するとともに、地方自治体によって取組に格差が生じないように、また、地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう基本法を定めること。
 - ・ 外国人が差別や偏見を受けることなく安心して地域で暮らせるよう、日本人を含めた住民に対し、多文化共生社会への理解促進を継続すること。
 - ・ 日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進を、地方自治体等に任せるだけでなく、国としても全ての外国人に日本語学習等の機会を提供すること。
- (2) 国は、地方自治体が地域の実情を踏まえた多文化共生社会づくりを促進できるよう、適切な財政措置を継続的かつ安定的に講じること。
 - ・ 地域の状況に応じた日本語教育を着実に推進するために、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において必要な予算を確保すること。
 - ・ 各地域が現場の実情を踏まえ、必要な相談体制等が維持確保できるよう、「外国人受入環境整備交付金」の予算を十分確保すること。

2 外国につながるのある児童・生徒に対する日本語指導の充実

(提案要求先 内閣官房・文部科学省)

(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

- (1) 日本語指導が必要な外国につながるのある児童・生徒が、入学直後に集中的に日本語や日本の習慣等を学ぶことができる柔軟なカリキュラム編成を可能とすること。
- (2) 日本語指導が必要な児童・生徒の母語の多様化に対応した指導用教材を開発・作成するなど、教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。
- (3) 教員定数増を含めた教員の確保・育成など、総合的な対策を早期に実現すること。

<現状・課題>

文部科学省の調査によると、令和5年5月1日現在、全国の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国につながるのある外国人児童・生徒は57,718人で、16年前(平成17年度調査、20,692人)に比べ37,026人増加している。

また、「一人」在籍校が全体の34.9パーセントを占める一方で、「30人以上」が在籍する学校は335校に上る。

さらに、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数が増えている。

こうした現状において、日本語指導が必要な児童・生徒に対する教育の充実は不可欠である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 国は、日本語指導が必要な児童・生徒が学校への入学後できるだけ速やかに学習に取り組めるよう、入学直後に集中的に日本語や日本の習慣等を学ぶことができる柔軟なカリキュラム編成を可能とすること。
- (2) 多言語に対応した指導用教材等を開発・作成し、日本語指導が必要な児童・生徒に対する教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。
- (3) 国の責任において、教員定数増を含めた教員の確保・育成など、総合的な対策を早期に実現すること。

3 在留外国人に関するより精緻な実態把握

(提案要求先 内閣官房・総務省・法務省・出入国在留管理庁・
文部科学省・厚生労働省)
(都所管局 生活文化局・総務局・主税局・福祉局・保健医療局・
都民安全総合対策本部・住宅政策本部・教育庁)

在留外国人の生活に係る実態を把握できる仕組みを構築するとともに、国の各省庁や地方自治体等が把握している情報の一元化を図ること。

< 現状・課題 >

多文化共生社会の実現に向けた取組を検討する際には、在留外国人の生活に係る実態を十分に把握しておく必要があるが、国の既存の制度や政府統計等では困難な状況にある。

< 具体的要求内容 >

- ・ 国の既存の制度や政府統計等において、在留資格別・国籍別の人数などを調査・回答項目に加える等、在留外国人の生活に係る実態を把握できる仕組みを構築すること。
- ・ 地方税や公営住宅、生活保護、医療など、国の各省庁や地方自治体等が個別に把握している情報の一元化を図ること。

4 日本^の制度等の周知・啓発

(提案要求先 内閣官房・総務省・出入国在留管理庁・外務省)
(都所管局 生活文化局・総務局・主税局・福祉局・保健医療局・
都民安全総合対策本部・住宅政策本部・教育庁)

在留外国人に対し、地域社会での生活上必要となる制度等の周知徹底を図るための体制整備、運用の仕組みを確立すること。

<現状・課題>

在留外国人の一部には、我が国の税制や社会保障制度、生活習慣等を十分に理解していない者もみられ、住民税などの地方税や国民健康保険料(税)、医療費等(以下「公租公課等」という。)の滞納や他の住民とのトラブルの一因となっている。

<具体的要求内容>

入国前の現地日本大使館における査証審査の機会などを活用し、これらの周知をより徹底すること。

入国後の区市町村窓口における住民登録の機会等を活用し、地域社会での生活上必要となる制度等の周知徹底を図るための体制整備、運用の仕組みを確立すること。

5 在留資格の制度設計及び審査等の強化

(提案要求先 内閣官房・出入国在留管理庁)
(都所管局 都民安全総合対策本部・総務局・主税局・福祉局・保健医療局)

- (1) 国が定める在留資格の趣旨・目的とその実態が一致するよう、実態調査を強化すること。その際には、地方自治体及び医療機関の負担にも配慮した上で、公租公課等の未納・滞納状況などを把握し判断材料とすること。
- (2) 現行の在留資格の基準が、我が国の現状を踏まえ、その趣旨・目的に合致しているかを検証した上で、必要な見直しを行うこと。

<現状・課題>

在留外国人の中には、国が定める在留資格の趣旨・目的とその実態が一致していない事例がみられる。

また、在留資格の基準自体が我が国の現状と一致していない可能性もある。

<具体的要求内容>

- (1) 国が定める在留資格の趣旨・目的とその実態が一致していない事例がみられるので、書面審査だけではなく面談等の回数を増やすなど実態調査を強化すること。その際には、地方自治体及び医療機関の負担にも配慮した上で、公租公課等の未納・滞納状況などを把握し判断材料とすること。
- (2) 在留資格の基準自体が我が国の現状と一致していない可能性もあるので、現行の在留資格の基準がその趣旨・目的に合致しているかを検証した上で、必要な見直しを行うこと。

6 公租公課等の確実な収入確保

(提案要求先 内閣官房・総務省・法務省・厚生労働省)
(都所管局 保健医療局・総務局・主税局・住宅政策本部)

在留外国人等の公租公課等の滞納を未然に防止するとともに、やむを得ず滞納が発生した場合において、滞納先である地方自治体や医療機関等が速やかに債権回収を実施できるよう、必要な見直し及び仕組みの構築を行うこと。

<現状・課題>

近年、一部の地方自治体や医療機関等において、在留外国人等が公租公課等を滞納する割合が高い事例がみられる。加えて、公租公課等を滞納したまま帰国した在留外国人等については、連絡が取れず債権回収が困難となる等の問題もみられる。

<具体的要求内容>

- (1) 在留外国人に対する国民健康保険料(税)の前納制度の導入に当たっては、実務を担う区市町村の意見を斟酌した上で丁寧に制度設計を行うなど、地方自治体の負担に配慮すること。
- (2) 個人住民税においても、国民健康保険料(税)の前納制度のような海外転出時に滞納を未然に防ぐ制度の検討を行うこと。
- (3) 不動産を所有する在外居住者と確実に連絡が取れるよう、不動産登記簿への国内連絡先情報の記載を必須とすること。

参 考

1 外国人との共生社会の推進

(1) 在住外国人数（全国）

376万8,977人

(2) 在住外国人数（東京都）

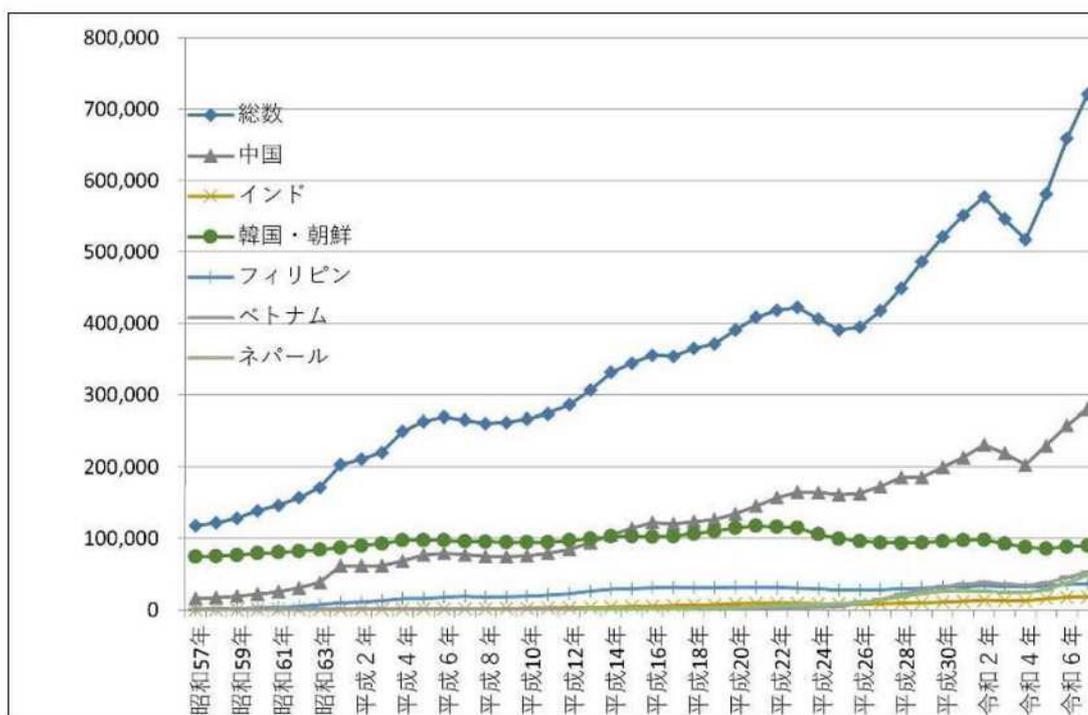
73万8,946人

[国籍・地域別外国人数上位5]

- ・中国 286,200人
- ・韓国・朝鮮 96,808人
- ・ベトナム 54,223人
- ・ネパール 49,104人
- ・フィリピン 37,603人

※ 法務省統計「在留外国人」（令和6年末現在）

(3) 在住外国人人口の推移（東京都）



東京都総務局「外国人人口」